

令和 7 年 安曇野市議会
9 月定例会 条例案（追加）

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 94 号	安曇野市児童館条例の一部を改正する条例	子ども家庭支援課	安曇野市立豊科中央児童館の建替え工事が竣工を迎え、供用開始の日が定まったことから、安曇野市児童館条例に規定する同児童館の位置を改正するもの

議案第94号 安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

○安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
安曇野市立豊科中央児童館	<u>安曇野市豊科4027番地1</u>	安曇野市立豊科中央児童館	<u>安曇野市豊科4030番地1</u>
(略)		(略)	